



UR 賃貸住宅における D I Y 住宅の募集について

このたび、UR 都市機構（独立行政法人都市再生機構）は、UR 賃貸住宅における模様替えに伴う原状回復義務を緩和した住宅を、「D I Y 住宅」として試行的に商品化し、現在実施中の“秋の部屋探しキャンペーン”（平成 23 年 11 月 27 日まで）において、入居されるお客様の募集を行うことといたしました。

今回の試行実施において D I Y 住宅のニーズについて検証を行い、その結果を踏まえ、今後の D I Y 住宅の拡充を検討していくこととしています。

1 概要

D I Y 住宅とは、お住まいのお客様に、ご自身の手で部屋の模様替えを気軽に行っていただき、愛着をもって UR 賃貸住宅にお住まいいただけるように企画した住宅です。

《たとえば》

「夫婦二人なので、戸建は広すぎて賃貸住宅で十分。終の住処として趣味の絵画や陶芸用の気軽に使える部屋が欲しいから、汚れに強い壁紙や床に取り替えたい。」

「子供部屋は夢のある壁紙にしたいとずっと思っていました。好きなキャラクターの壁紙に取り替えてあげたいな。」

「映画で見た外国の住宅にあこがれています。壁と床の色をあわせて、壁には写真を飾りたいのですが。」

「この壁に作り付けの棚があると便利だし、模型のコレクションも陳列できるな。」

UR 賃貸住宅では模様替えの内容に応じて退去時の原状回復を求めています。このたび、お客様の多様なニーズに応えるため、従来の模様替えの工作基準、退去時の原状回復義務をさらに緩和することで、お住まいのお客様に気軽に D I Y を行っていただき、お客様の“理想の住まいづくり”を実現できる「D I Y 住宅」をご提案することといたしました。

この D I Y 住宅では、壁・天井・畳など、お客様が D I Y を行う対象と想定している内装部分については、一部未補修のままご入居いただくこととしています。

また、D I Y 住宅では、契約から 3 か月間を D I Y を行うための期間としています。（この間の家賃を無償とします。ただし、共益費についてはご負担いただきます。）

2 D I Y住宅の導入団地

現在実施中の秋の部屋探しキャンペーンでは、D I Y住宅を試行的に導入することとして、次の各団地からそれぞれ5戸程度をD I Y住宅として募集を行うこととしております。

	団地名	所在	募集に関するお問合せ
1	ニュータウン小山田桜台	東京都町田市	電話：042 - 791 - 7455
2	千葉ニュータウン内野	千葉県印西市	電話：0476 - 46 - 3344
3	とびお 鳶尾	神奈川県厚木市	電話：042 - 701 - 9675
4	かわつるグリーンタウン 松ヶ丘	埼玉県鶴ヶ島市	電話：049 - 287 - 7750
5	鳴海	愛知県名古屋市緑区	電話：052 - 968 - 3100
6	藤沢台第5	大阪府富田林市	電話：06 - 6346 - 3456
7	もりつね	福岡県北九州市小倉南区	電話：093 - 561 - 3134

**URのD I Y住宅で
理想の住まいづくり**



D I Y住宅のホームページ

U R L <http://www.ur-net.go.jp/diy>

お問い合わせは下記へお願いします。

本社 住宅経営部 企画チーム

(電話) 045 - 650 - 0569

本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当

(電話) 045 - 650 - 0887

UR 賃貸住宅

DIY 住宅のご案内



※イメージ写真

[DIY住宅とは]

DIYとは“Do It Yourself”の略。一般的には、「家具など既製品を買うのではなく、自分の手で作ったり修理したりすること」広辞苑第6版とされています。

そんなDIYの考え方を、賃貸住宅に取り入れたのがUR賃貸住宅の「DIY住宅」。これまでの賃貸住宅では、「壁紙を自分の好きな色に変えたい!」「作り付けの家具を設置したい!」と思っても、退去時に原状回復義務などの制約がありました。UR都市機構がご提案するDIY住宅では、そのような制約を見直し、賃貸住宅でも、お客様自らの手でお客様好みの住まいづくりができるようになりました。

※DIYができる住宅は、DIY住宅として募集する一部の住宅に限られます。すべての住宅でDIYをすることはできませんので、あらかじめご承知おきください。

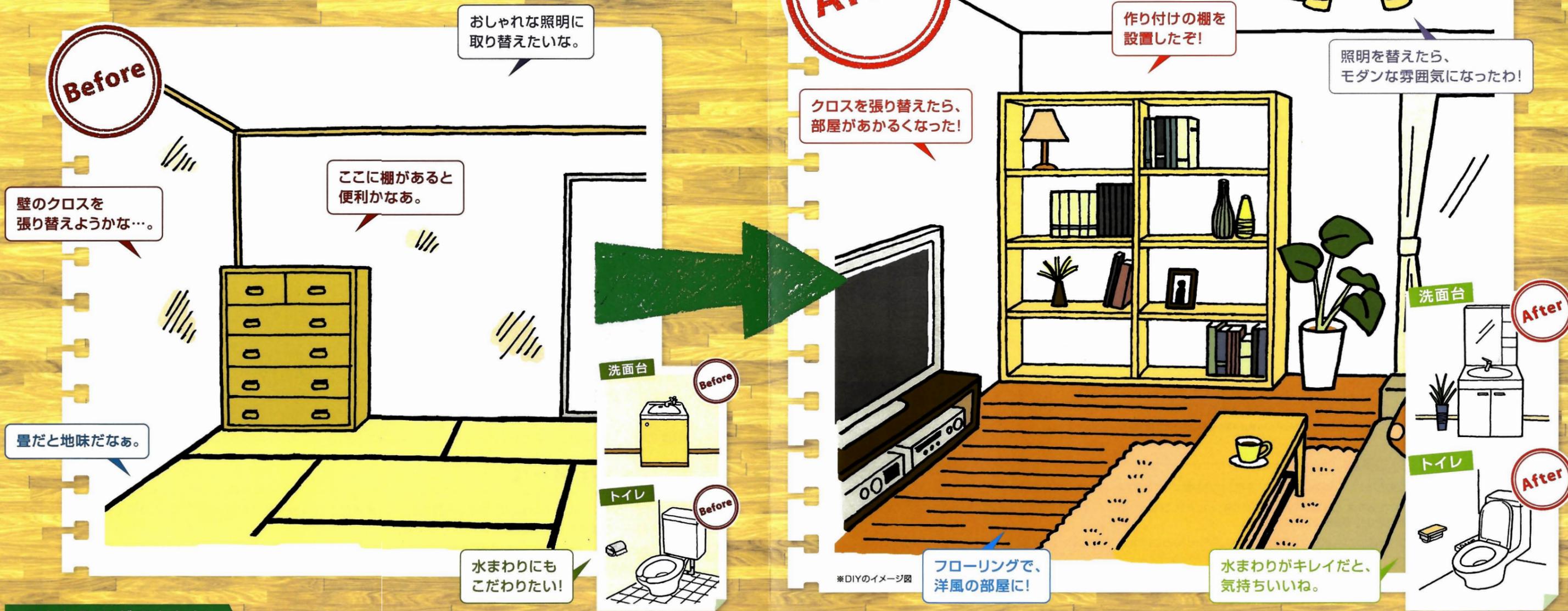
※当機構が別に定める「DIY住宅の手引き」やDIYの基準に違反して行われたDIYについては、お客様ご自身で、DIYに係る造作及び工作物等を撤去して原状回復し、またはその費用を負担していただくこととなりますのでご注意ください。

人は、ふれあって育つ。

UR 賃貸住宅

DIY住宅で こだわりの 住まいをつくろう!

住まう人それぞれの「理想の住まい」づくりを、賃貸住宅で叶えることができれば……、そんな思いから生まれたのがUR都市機構のDIY住宅です。



こんなDIYができます!

※住宅によって、できることが異なる場合があります。

壁・天井

- ▶ 壁や天井の内装は、お好みの色や素材に変えることができます。
- ビニールクロスの張り替え、塗装の塗り替えなど
- ▶ 押し入れをクローゼットにしたり、作り付けの家具などを設置できます。
- ▶ 襖や鴨居等を撤去して、2部屋を1部屋にすることができます。

床・畳

- ▶ 既存の床の上に、お好みの色や素材の新しい床を増張り*することができます。
- *既存の床の上に新たな床材を貼ること。
- ▶ 畳をフローリングに、フローリングを畳に替えることができます。

キッチン設備

- ▶ 流し台や水栓等を取り替えることができます。
- ▶ ドロップインコンロ、組込み型ガスオーブンレンジ、食器洗い乾燥機、浄水器等を取り付けることができます。

お風呂・トイレ・洗面化粧台

- ▶ お風呂では、浴槽や水栓を取り替えることができます。
- ▶ トイレでは、便器*の取替え、洗浄便座等を取り付けることができます。
- *ロータンクの容量(洗浄水量)は、9ℓ以上必要です。
- ▶ 洗面台等では、シャンプードレッサーの取付けや、洗面器をお好きなものに取り替えることができます。

電気設備

- ▶ 照明器具を、お好みのものに取り替えることができます。
- ▶ エアコンやIHクッキングヒーター用のコンセントを増設することができます。

DIY住宅って、何をやってもいいの？

DIY住宅といっても、UR賃貸住宅は一户建てのように1軒1軒が独立しているわけではありませんので、他のお客様のご迷惑になるようなDIYや、躯体や共用部の改修を伴うもの、法令に違反するような事はできません。

「DIY住宅の手引き」には、お客様がDIYを行うときに「ご注意いただきたいこと」、「やってはいけないこと」を、分かりやすくまとめていますので、DIYを行う前には、必ずご覧ください。また、ご不明な点は、事前にUR都市機構にお問合せください。

〈主な禁止事項〉

建築基準法や消防法など、法令に違反することはできません

換気設備や消防設備を撤去するなど、法令に違反する行為を伴うDIYを行うことはできません。設備機器の設置、使用に当たっては、関係法令を遵守してください。

躯体(コンクリート部分)を削ったり、撤去したり、手を加えることはできません

躯体は建物の構造上、非常に重要な部分です。この部分は、削ったり、撤去したり等の手を加えることはできません。

共用部分でDIYを行うことはできません

玄関ドアや廊下、バルコニーといった共用部分については、DIYを行うことはできません。電気、ガス、水道の各メーターを取替え又は増設することはできません。

「F☆☆☆☆」(フォースター)表示の製品以外は、使用できません

合板、壁紙、接着剤、塗料等を使用する場合は、シックハウスの原因となるホルムアルデヒドの発散が少ない「F☆☆☆☆」表示の製品を使用してください。

台所流し台、吊戸、作り付け家具、洗面化粧台にも、「F☆☆☆☆」表示の製品以外、又はホルムアルデヒドを発散しない製品以外は使用できません。

他のお客様のご迷惑になるようなDIYを行うことはできません

床を遮音性の低いものに変更するなどといった他のお客様のご迷惑になるようなDIYを行うことはできません。

※上記の禁止事項は、お客様がDIYを行うことができない主な禁止事項を例示したものです。あらかじめご承知おきください。

主な注意事項

- DIYの施工に当たっては、事前に当機構への申請と、この申請に対する当機構の承諾が必要となります。
- DIYで設置したものは、当機構が定める基準をお守りいただき、買取請求権及び有益費償還請求権を放棄していただくことで、原状回復が免除され、残置することができます。
- DIYの施工に当たっては、近隣のお客様のご迷惑にならないように、また、お客様ご自身にお怪我がないように、十分にご注意ください。
- 消防、電気、ガス、水道の設備など、法令上又は安全管理上、専門業者等による施工が必要な設備については、必ず、専門業者等に依頼するようにしてください。
- このほか、DIYの基準等については、「DIY住宅の手引き」をご覧ください。ご不明な点がございましたら、UR都市機構にお問合せください。